

民事訴訟費用等に関する規則の一部改正の概要について（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律関係）

簡易確定手続開始の申立てに係る事件についての書類の作成及び提出の費用の額を以下のとおり定める（民事訴訟費用等に関する規則（昭和46年最高裁判所規則第5号）別表第2に、2の2の項を加える。）ものとする。

2 の 2	消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律14条の規定による申立て	1000円。ただし、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律30条2項の債権届出があった債権の個数が500を超えるときは、その超える個数500までごとに、1000円を加えた額
-------------	--	---